

乳児用おむつ購入費助成制度を ご利用ください！！

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、乳児を養育する保護者に対して、おむつ（布おむつ、おむつカバーを含む。）の購入費を助成します。



《支給対象者》

町内に住所を有し、1歳未満の乳児を養育している保護者

《助成対象となるおむつの購入期間と申請期日》

対象者区分	期間
町内で生まれた乳児	出生日から満1歳の誕生日の前日まで
満6か月未満に転入した乳児	転入日から満1歳の誕生日の前日まで
満6か月以降に転入した乳児	転入日から満1歳6か月を迎えた月末まで

《助成金額》

乳児1人につき **50,000円**（限度額）

※令和5年3月31日までに生まれたお子さんは、30,000円です。



《手続き方法》

- おむつを購入後、申請期日までに、役場子ども未来課へ申請してください。
- 助成額が、上限額の50,000円になるまで随時申請できます。
- 1歳未満のお子さんの分が対象となりますので、上のお子さんの分と区別がつくように線を引く等わかるようにしておいてください。（マーカーの種類によっては、レシートの文字が消えてしまうことがありますので、ご注意ください。）

《申請に必要なもの》

- 申請書兼請求書
(町ホームページでダウンロードしていただくか、役場子ども未来課に置いてあります。)
- おむつ購入に係る領収証または購入を証する書類
- 振込口座預金通帳

詳しくは、役場子ども未来課（TEL 73-1424）へお問い合わせください。